

令和6年度旭川市農業委員会5回総会議事録

- 1 開催日 令和6年8月26日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 23名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
5番・市田 敏行	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸	9番・小出 範之
11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭	14番・石尾 卓也
15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵	18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂
20番・山中 泰典	21番・千代 圭	22番・佐藤 博則	23番・鈴木 剛
24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄	26番・山田 孝	
- 5 欠席委員 6番・佐藤 絢也 10番・中島 張 17番・廣田 健太郎
27番・滝川 岳雪
※10番中島委員は開会時間中に間に合わなかった。
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 島田主査 渡辺主査
稲場主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 5番・市田 敏行 7番・佐藤 慎二
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (4) 議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条の規定による承認の取消について
 - (5) 議案第5号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について
 - (6) 議案第6号 現地目証明願について（審議）
 - (7) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (8) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (9) 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
 - (10) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (11) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (12) 報告第6号 現地目証明願について（専決）

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第5回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は23名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、6番佐藤絢也委員、17番廣田委員、27番滝川委員から、欠席する旨の届出がございました。
また、10番中島委員は出席が遅れる見込みです。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号5番市田委員、7番佐藤慎二委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案書の1ページ、番号1を御覧ください。
本件は、農用地区域内農地において、旭川市水道局が地下水調査のための一時転用をするものです。これは、既存水道事業の新たな水源確保を目的としています。
議案補足資料1ページの位置図を御覧ください。
申請地は西神居浄水場周辺に位置します。
次に、資料2ページからの土地利用計画図及び作業工程を御覧ください。
申請地には、通路及び資材・重機置場が設置され、直径約10cm、深さ約15mのボーリング掘削が行われる計画です。
審査内容の概要につきましては、資料4ページの総括表に記載しております。詳しくは資料5ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
続きまして、議案書の1ページ 番号2を御覧ください。
本件は、甲種農地において、農家住宅を建設するものです。
本申請地は令和4年度に完了した道営土地改良事業の受益地であり、農用

○事務局（正部川主任） 地区域からの除外及び農地転用は制限されるのが原則ですが、受益地転用について北海道と協議し了承を得ています。

議案補足資料 7 ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭正農業構造改善センターから東へ約 2.1 km に位置します。内地番図は 8 ページのとおりです。

次に、資料 9 ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、住宅、駐車場、通路、雪捨て場が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料 10 ページの総括表に記載しております。詳しくは資料 11 ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

本件は 30a 以下の農地転用案件で、かつ、農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取を行わないことといたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号 1 番と 2 番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第 1 号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第 2 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第 2 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは 3 ページないし 7 ページでございます。

所有権移転の 2 件は、永山地区 1 件、西神楽地区 1 件、利用権設定の 7 件は、江神地区 3 件、西神楽地区 1 件、東旭川地区 3 件、合計は 9 件となっております。

面積は、所有権移転が 8.3 ha、利用権設定が 14.5 ha、合計が 22.8 ha でございます。

内容は、所有権移転は農地移動適正化あっせん事業に基づく売買が 1 件、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社の売渡が 1 件、利用権設定は、期間満了による再設定が 3 件、稼働力不足を理由とした新規案件が 4 件となっております。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは9ページで、御審議いただきますのは東旭川地区の2件でございます。
内容でございますが、土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付であっせん委員会を行いました。が、売買予定時期の不一致のため、不調となりました。
しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した買い手候補者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間、賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められるとあっせん委員会において判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を実施することについて審議を求めるものでございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、申出者と北海道農業公社に通知することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条の規定による変更承認申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第4議案第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条の規定による変更承認申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは11ページ、議案補足資料の該当ページは13ページでございます。

本件は、平成19年度第8回定例農地部会で審議、承認された市民農園に係る変更承認申請であります。

内容としましては、前回の申請者から今回の申請者に、相続により所有権が移転されたことによる申請者の変更と市民農園の利用者に提供される区画数の変更となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による旭川市長に提出する意見書について」を上程いたします。

議案書の該当ページは13ページ、補足資料の該当ページは15ページないし24ページでございます。

はじめに、この意見案の取りまとめに当たりました佐藤 慎二特定委員会委員長から、これまでの経過等について御報告をお願いいたします。

○委員（佐藤 慎二） それでは、私の方から報告させていただきます。

特定委員会委員長

今回の意見書提出に当たりましては、今年3月の令和5年度第11回総会で特定委員会が設置されてから、6月には各地区協議会で皆さまから御意見をいただき、計3回の特定委員会を開催して、意見書の内容について検討を重ねてまいりました。

皆さまからは、畑地化促進事業等による影響をはじめ、基盤整備の必要性など、現在、本市の農業が抱(かか)える様々な課題を解決するための多くの貴重な提言・意見をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

この後、内容につきまして、事務局から説明いたしますので、御審議いただき、御決定を賜(たまわ)りますようお願いいたします。

○議長（山田 孝） それでは、意見書案の内容について、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

それでは意見書案として提案いたします内容につきまして、御説明いたします。

補足資料15ページ、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」をご覧ください。

補足資料のページ数で申しますと、17ページが意見書の前文となります。

前文の前段では、水田活用の直接支払交付金や畑地化促進事業に見られるような近年の国の施策の見直し、農業者に多大な影響を及ぼしていることを指摘しています。

その後は、気候変動の影響、農業従事者の減少や肥料、設備費の高騰にふれ、以上のような背景を踏まえ、市長に本市の農業の現状と将来を見据えた施策の提言を行うものであることを明記しています。

続きまして、次のページの目次をご覧ください。

6つの項目で構成されております。

以降、項目ごとに御説明いたします。

1つ目は「畑地化促進事業等について」で、畑地化が増進するような場合でも用排水路事業の維持が困難とならないよう、土地改良区等と連携して計画的な整備を行うことや、畑地化に伴う支援制度の充実、国に農地保全について明確な方向性を示すこと等を要望しています。

2つ目は「基盤整備事業等について」で、農地利用の効率化と収益性向上のための基盤整備の早期実施と農業者個人による基盤整備への支援の充実等を要望しています。

3つ目は「ICTの活用について」で、スマート農業推進のための通信環境の整備とICT機器導入の支援強化等を要望しています。

4つ目は「鳥獣被害対策と空き家対策について」で、駆除に携わるハンターの体制や補助金の充実、空き家撤去に対する助成の充実等を要望しています。

5つ目は「農産物のPRについて」で、地元農産物の認知度向上を目的とした積極的なPR活動と市民の理解促進を要望しています。

6つ目は「旭川の農業への支援について」で、経営規模の大小に拘らず、地域の全ての農業者が経営を維持出来るよう、農業機械の導入支援の拡充等を要望しています。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について、原案どおりとし、今年度の意見書として決定いたします。

続きまして、市長への意見書提出の日程等につきまして、事務局から説明い

○議 長（山田 孝） たします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

市長への意見書の提出は、9月2日月曜日午後1時から、総合庁舎7階の秘書課第2応接室で開催する予定です。

当日の出席委員につきましては、会長、会長職務代理者及び特定委員会委員の合計8名でございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」については、以上といたします。

特定委員の皆様におかれましては、意見書作成につきまして、改めて感謝申し上げます。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは15ページないし17ページでございます。

東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で4件、合計で8件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番ないし5番、7番及び8番の現況は、願出のとおり農採地以外であり、番号6番の現況は願出のとおり対象農地4筆のうち1筆が農地、残りの3筆が農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委 員（山中 泰典） 20番 山中です。

番号3番について補足説明します。

現地確認したところ、3番の土地につきましては周囲が山林に囲まれており、願出地についても現在は山林化が進んでいる状態であったことから、現況は農採地以外と判断いたしました。

以上です。

- 委員（請川 幹恭） 13番 請川です。
番号6番について補足説明します。
6番につきましては、現況に合わせて従来の地番を農地及び農採地以外の部分に分けて分筆し、整理したものです。分筆位置についても、現況にあわせた位置であることを現地で確認いたしました。
以上です。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（栗山副主幹） 事務局。
日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページでございます。
本件につきましては、永山地区で1件、東旭川地区で2件、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。
-
- 議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第8報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページないし25ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、永山地区2件、江神地区1件、東旭川地区2件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第9報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第9報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページでございます。

本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による資材置場造成が1件ございました。

これにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは29ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に2件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料25ページ及び26ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第11報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で3件、合計で5件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第12報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは33ページ及び34ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が8件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

市田 敏行

署名委員

佐藤 慎二